

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の
意見聴取に関する公示

長野労働局一般公示第8号

長野地方最低賃金審議会は、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）の改正決定について調査審議を行うため最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くので

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (5) 電気機械器具製造業
- (6) 情報通信機械器具製造業
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) 眼鏡製造業（枠を含む。）
- (9) (1)、(2)、(3)、(7)又は(8)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (10) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(8)までに掲げる産業に分類するものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）

であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を、令和7年9月16日（火）までに長野地方最低賃金審議会（長野市中御所1丁目22番1号長野労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年8月25日

長野労働局長 三浦 栄一郎



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の

意見聴取に関する公示

長野労働局一般公示第9号

長野地方最低賃金審議会は、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）の改正決定について調査審議を行うため最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くので

- （1）はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- （2）生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- （3）業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- （4）自動車・同附属品製造業
- （5）船舶製造・修理業，船用機関製造業
- （6）（4）又は（5）に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
- （7）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（5）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を、令和7年9月16日（火）までに長野地方最低賃金審議会（長野市中御所1丁目22番1号長野労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年8月25日

長野労働局長 三浦 栄一郎

